

個人情報の第三者への提供について

アコム健康保険組合は、その保有する個人情報（個人データ）について、次の事項を明示したうえで、第三者への提供を行うこととしますのでお知らせいたします。

健康保険組合は、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報（個人データ）を第三者に提供することができませんが、個人情報の保護に関する法律第23条第2項において、「①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法及び④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、について本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報（個人データ）を第三者へ提供できるとされていることから、このお知らせを行うものです。

1. 目的

- (1) 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- (2) 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請（6歳未満は除く）に基づかずに事業主経由で行うこと。
- (3) 出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
- (4) 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて通知すること。
- (5) 他の保険者（健康保険組合等）からの照会における、出産育児一時金の支給の有無の回答をすること。
- (6) ジェネリック医薬品使用促進差額通知（医薬品名、調剤量（3か月分）、新薬（現在）の薬剤費及び自己負担額、ジェネリック医薬品の薬剤費及び自己負担額、差額）を加入者個人毎に通知すること。

2. 第三者へ提供する個人情報（個人データ）の項目及び手段・方法

- (1) 前項(1)、(2)及び(3)について
 - (A) 第三者に提供される個人情報の項目
支給する方の氏名、金額、社員番号、保険証番号
 - (B) 提供の手段又は方法
印刷した給与振込データ一覧表と通信回線にてデータの電送を行う。
- (2) 前項(4)について

- (A) 第三者に提供される個人情報の項目
診療を受けた方の氏名、診療年月、診療に要した費用、自己負担額、
診療を受けた医療機関の名称
- (B) 提供の手段又は方法
(A)を印刷・掲載した「医療費通知」を、郵便・社内便等で送付しま
す。
- (3) 前項(5)について
 - (A) 第三者に提供される個人情報の項目
該当する方の氏名、金額
 - (B) 提供の手段又は方法
相手先の確認後、電話にて回答をする。
- (4) 前項(6)について
 - (A) 第三者に提供される個人情報の項目
通知対象となる方の保険証記号・番号、氏名、事業所名称、所属、
医薬品名、調剂量（3か月分）、新薬（現在）の薬剤費及び自己負担
額
 - (B) 提供の手段又は方法
データを媒体に記録し外部委託業者へ専用車両で搬送する。

3. 第三者への提供の停止手続

停止を希望される場合には、下記にご連絡ください。

アコム健康保険組合 個人情報取扱責任者 常務理事

電話 03-3215-3300

Fax 03-5293-1868

以 上